

議案第8号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成24年2月13日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）」を削る。

第3条第1項を削り、同条第2項中「図書館」を「沖縄県立図書館（以下「図書館」という。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第5条を削る。

第6条第1項中「、埋蔵文化財センター及び青少年の家」を「及び埋蔵文化財センター」に改め、同条を第5条とし、第7条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

第16条及び第17条を削る。

第18条中「第6条から前条まで」を「第5条から前条まで」に改め、同条を第15条とし、第19条を第16条とする。

第20条中「第6条から第18条まで」を「第5条から第15条まで」に改め、同条の表中

	専 門 職 員	上司の命を受け、青少年の家の専門的、技術的な指導に従事する。	を
	副 主 査	上司の命を受け、担任業務を分掌する。	
	副 主 査	上司の命を受け、担任業務を分掌する。	に改め、同条を第

17条とし、第21条から第23条までを3条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
（沖縄県立図書館の管理に関する規則の一部改正）
- 2 沖縄県立図書館の管理に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。
第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁生涯学習振興課

1 件名

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

2 制定の経緯及び必要性

(1) 沖縄県立図書館八重山分館に係る改正について

① 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、41市町村へ平等にサービスを提供する必要がある。

特に公立図書館未設置町村に対しては、設置に向けて指導助言を行うとともに、設置までの間、市町村が担うべき住民への直接サービスについて、過渡的に支援を継続する必要がある。

② 県は、八重山3市町や地元住民と意見交換を重ね、地元から移動図書館や一括貸出等に対する具体的な意見・要望を伺い、サービスに反映させるとともに、これらの意見交換を踏まえて、サービスのあり方について検討を行ってきた。

③ 検討の結果、県は、県内図書館未設置町村への支援を行うため、分館の資源を一部本館に集約し、県全体の図書館サービスの充実を図るとともに、八重山地域への支援については、石垣市立図書館と連携しながら地域の要望に応じた支援を行い、効果的にサービス拡充を図る必要があるとの結論に至った。

④ 八重山分館の廃止に伴い、地元石垣市立図書館を中心に、県立図書館とも連携して、分館機能以上に地元の図書館サービスの充実を図る。

(2) 沖縄県立青少年の家に係る改正について

県内に6カ所設置されている青少年教育施設については、平成22年度から段階的に指定管理者制度を導入しており、これまで沖縄県立名護青少年の家、沖縄県立糸満青少年の家、沖縄県立石川青少年の家及び沖縄県立玉城青少年の家の4カ所が指定管理者による管理が行われている。

平成24年4月から、沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家に指定管理者制度が導入されることに伴い、沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する必要がある。

3 規則案の概要

(1) 沖縄県立図書館八重山分館の廃止に伴い条項を改正する。(第3条及び第17条)

(2) 沖縄県立青少年の家の指定管理者制度導入に伴い条項を改正する。(第1条、第5条、第6条、第16条、第18条及び第20条)

(3) この規則は、平成24年4月1日から施行する。(附則)

(4) 沖縄県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する。(附則)

4 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 平成23年度離島読書活動支援事業の実績

改 正 案	現 行				
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、<u>沖縄県立教育機関設置条例</u>（昭和47年沖縄県条例第24条）<u>に</u> (削る) 規定する教育機関の組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、<u>沖縄県立教育機関設置条例</u>（昭和47年沖縄県条例第24条）<u>及び</u> <u>沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例</u>（平成20年沖縄県条例第49号）<u>に</u> 規定する教育機関の組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。</p>				
<p>(図書館) 第3条 <u>沖縄県立図書館</u>（以下「<u>図書館</u>」という。）<u>に</u>、次の班を置く。 総務班 資料班 奉仕班</p>	<p>(図書館) 第3条 <u>沖縄県立図書館</u>（以下「<u>図書館</u>」という。）<u>に</u>、その事務の一部を分掌させるため、<u>分館</u>を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="710 152 874 1079"> <thead> <tr> <th data-bbox="710 607 794 1079">名 称</th> <th data-bbox="710 152 794 607">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="794 607 874 1079">沖縄県立図書館八重山分館</td> <td data-bbox="794 152 874 607">石垣市宇登野城74番地</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	沖縄県立図書館八重山分館	石垣市宇登野城74番地
名 称	位 置				
沖縄県立図書館八重山分館	石垣市宇登野城74番地				
<p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>2 <u>図書館</u>に、次の班を置く。 総務班 資料班 奉仕班</p> <p>3 (略)</p> <p>(青少年の家) 第5条 <u>沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家</u>（以下「<u>青少年の家</u>」 という。）の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>予算、決算その他会計事務に関すること。</u> (2) <u>公印の管守に関すること。</u> (3) <u>施設、設備の管理に関すること。</u> (4) <u>職員の服務及び福利厚生に関すること。</u></p>				

- 5) 樹木の保全育成に関すること。
 6) 青少年の共同宿泊による生活指導及び技術指導に関すること。
 7) 青少年の研修会、講習会、体育、レクリエーションその他社会教育活動に関すること。

8) 青少年教育の資料の収集、作成及び利用に関すること。

9) 青少年指導者の研修に関すること。

10) 前各号に定めるもののほか、青少年の家に関する必要な事務に関すること。

(職制等)

第6条 総合教育センター、図書館、埋蔵文化財センター及び青少年の家（以下「教育機関」という。）に、所長又は館長（以下「所長等」という。）を置く。

2 (略)

第7条 (略)

第8条 (略)

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

第16条 青少年の家に、特に必要のあるときは、主任専門職員を置くことができる。
 2 主任専門職員は、上司の命を受け、青少年の家の専門的、技術的な指導に従事する。

第17条 図書館の分館に、分館長を置く。

2 分館長は、上司の命を受け、分館の分掌事務を掌理する。

第18条 第6条から前条までに規定する職には、それぞれ当該職の置かれる組織の名称を冠したものをもって当該職の名称とする。

第19条 教育機関に置く職員は、事務職員、技術職員及びその他の職員とする。

第20条 前条に規定する職員の職及び職務は、第6条から第18条までに定めるもののほか、次の表のとおりとする。

第5条 総合教育センター、図書館及び埋蔵文化財センター（以下「教育機関」という。）に、所長又は館長（以下「所長等」という。）を置く。

2 (略)

第6条 (略)

第7条 (略)

第8条 (略)

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

(削る)

(削る)

第15条 第5条から前条までに規定する職には、それぞれ当該職の置かれる組織の名称を冠したものをもって当該職の名称とする。

第16条 教育機関に置く職員は、事務職員、技術職員及びその他の職員とする。

第17条 前条に規定する職員の職及び職務は、第5条から第15条までに定めるもののほか、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
事務職員	研究主事 専門員 (削る。)	上司の命を受け、指導及び研究に従事する。 上司の命を受け、専門的事務に従事する。 (削る。)
	副主査 司書 主任 主事	上司の命を受け、担任業務を分掌する。 上司の命を受け、図書館の専門的事務に従事する。 上司の命を受け、業務を分掌する。 上司の命を受け、事務に従事する。
技術職員	副主査 (略)	上司の命を受け、担任業務を分掌する。 (略)
その他の職員	運転士 用務員	上司の命を受け、運転業務に従事する。 上司の命を受け、単純な業務に従事する。

第18条 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

職員	職	職務
事務職員	研究主事 専門員 専門職員	上司の命を受け、指導及び研究に従事する。 上司の命を受け、専門的事務に従事する。 上司の命を受け、青少年の家の専門的、技術的な指導に従事する。
	副主査 司書 主任 主事	上司の命を受け、担任業務を分掌する。 上司の命を受け、図書館の専門的事務に従事する。 上司の命を受け、業務を分掌する。 上司の命を受け、事務に従事する。
技術職員	副主査 (略)	上司の命を受け、担任業務を分掌する。 (略)
その他の職員	運転士 用務員	上司の命を受け、運転業務に従事する。 上司の命を受け、単純な業務に従事する。

第21条 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

新旧対照表

沖縄県立図書館の管理に関する規則 (昭和47年沖縄県教育委員会規則第14号) 新旧対照表	
改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>(分館)</p> <p>第13条 分館の開館時間、休館日その他分館の利用に関し必要な事項はこの規則に準じて館長が定める。</p> <p>(報告)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(補則)</p> <p>第15条 (略)</p>

平成23年度離島読書活動支援事業の実績

1. 移動図書館

	回数	貸出人数	貸出冊数	開催地
平成21年度	3	91	567	西表2、与那国1
平成22年度	8	334	2,332	竹富町4、与那国2、本島周辺2
平成23年度 (実施分)	22	549	3,571	八重山15回、本島周辺15回

1-2. 平成23年度 移動図書館利用実績

場所	日付	利用人数	貸出冊数	会場	備考
粟国村	5月7,8日	35	255	粟国村離島振興センター	読み聞かせ会 佐渡山安博 紙芝居
南大東村	5月14,15日	55	380	南大東村児童館	
西表西部	5月20日	46	294	上原小学校体育館	読書講演会 森田弘美 いつまでも残るもの
西表東部	5月21日	32	195	竹富町離島振興センター	読書講演会 森田弘美 いつまでも残るもの
竹富島	6月18日	20	140	竹富島まちなみ館	折り紙教室
伊平屋島	7月9,10日	64	384	伊平屋村歴史民俗資料館	読み聞かせ会 山川喜美子 スキルアップ講座
波照間島	7月10日	31	214	波照間集落センター	読み聞かせ会 宮城葉子 わらべ歌
鳩間島	7月28日	17	80	鳩間公民館	
与那国島	7月29,30日	61	438	与那国町保健センター	
西表西部	8月22日	46	318	ときめきホール	
西表船浮	8月23日	12	96	船浮小中学校	
東村	8月25日	18	100	東村中央公民館	読み聞かせ講座 山川喜美子 スキルアップ講座
北大東村	9月9日	29	164	北大東村	読み聞かせ会 森田弘美 いつまでも残るもの
南大東村	9月10日	42	257	南大東村児童館	読み聞かせ会 森田弘美 いつまでも残るもの
小浜島	9月10日	41	256	小浜公民館	読み聞かせ講座
黒島	10月5日	30	188	黒島民俗芸能館	読み聞かせ講座 宮城葉子 わらべ歌
粟国村	10月22日	50	244	粟国小中学校	読書まつり共催
波照間島	11月2,3日	49	317	波照間集落センター	
与那国島	11月18,19日	59	391	与那国町保健センター	
伊平屋島	11月23日	61	398	伊平屋村歴史民俗資料館	読書講演会 森田弘美 いつまでも残るもの
西表東部	12月18日	34	167	離島振興センター	
小浜島	1月11日	44	236	小浜公民館	
黒島	1月25日			黒島民俗芸能館	
渡嘉敷島	1月23,34日			渡嘉敷村中央公民館	読み聞かせ講座 子どもの本研究会 スキルアップ講座
伊江島	2月10日			伊江村農村環境改善センター	
恩納村	2月19日			恩納村博物館集会室	10:00~16:00
竹富島	2月22日				
伊是名島	3月3,4日				
東村	3月中旬				
座間味島	未定				
阿嘉島	未定				
計	31	549	3,571		

2. 一括貸出

	貸出件数	貸出団体数	一括貸出冊数	うち貸出セット数	備考
平成20年度	17	13	2,625		本館のみ
平成21年度	26	16	3,782	17	本館のみ
平成22年度	38	26	5,451	46	本館のみ
平成23年度 (12月末現在)	79	56	10,857	85	本館のみ

作成セット数 21年度 12セット、22年度 42セット、23年度 16セット

平成22年度貸出件数 離島小中学校・地域文庫 12件、離島教育委員会・公民館 5件

平成23年度貸出件数 離島小中学校・地域文庫 23件、離島教育委員会・公民館 6件

セット貸出とは



県立図書館があらかじめ各テーマごとに選書した
30～100冊の図書セットを、まとめて貸し出す
サービスのことです。

これから

どんどん新しいセットが
増えてきますのでお楽しみに！

新規セット一覧

セット名	申請書 記入名	冊	対象	内容
夏休みセット	夏休み	50	小学生	自由研究・自然体験など
行事(4～7月)	4-7月	50	小学生	入学、子どもの日、七夕など
行事(9～12月)	9-12月	50	小学生	月見、敬老の日、運動会など
行事(1～3月)	1-3月	50	小学生	お正月、節分、ひな祭りなど
クリスマスセット	クリスマス	30	幼～小学生	クリスマス関連本
子ども用セット	子ども	100	幼～小学生	全般 ・赤ちゃん絵本 ・読み物 ・幼児絵本
子ども向け 郷土セット	郷土子ども	50	小・中学生	子供向けの沖縄を学ぶ本
保育園・幼稚園セット	保育	50	幼児	絵本・紙芝居など
小学生用セット	小学生	50-100	小学生	全般 ・絵本 ・読み物 ・伝記・社会・自然その他
中学生用セット	中学生	100	中学生	全般 ・文学 ・その他
小学生用 調べ学習セット	小学調	50	小学生	図鑑、事典、シリーズものなど
中学生用 調べ学習セット	中学調	50	中学生	図鑑、事典、シリーズものなど
調べ学習 職業案内	調べ	30	小・中・高生	なるにはBooks・職業体験など
一般用セット	一般	50-100	一般	全分野 ・文学 ・家庭・実用 ・沖縄 ・その他
郷土一般セット	郷土一般	50	一般	一般向けの沖縄を学ぶ本
教材研究セット	教材	50	教員	教材研究に役立つ本
医療・介護セット	医療	30	一般	医療・介護に役立つ本

竹富・与那国町一括貸出実績(H21～23年度)

H21年度

○竹富町 4件 400冊

1	ヤマネコ文庫	100
2	竹富町立波照間小学校	100
3	ヤマネコ文庫②	100
4	竹富町立波照間小学校②	100
		400

○与那国町

なし

H22年度

○竹富町 8件 789冊

1	竹富町立船浦中学校	24
2	竹富町立上原小学校	300
3	竹富町立波照間中学校	35
4	ヤマネコ文庫	100
5	ヤマネコ文庫②	130
6	竹富町立鳩間小学校	100
7	竹富町立船浦中学校②	50
8	竹富町立鳩間小学校②	50
		789

○与那国町

なし

H23年度(H24.1.20現在)

○竹富町 14件 2,918冊

1	ときめき文庫(竹富町)	352
2	竹富町立船浦中学校	122
3	ときめき文庫②(竹富町)	19
4	竹富町立竹富小中学校	200
5	竹富町立小浜小中学校	350
6	ヤマネコ文庫(竹富町)	235
7	ときめき文庫③(竹富町)	331
8	竹富町立波照間小学校	42
9	竹富町立黒島小中学校	200
10	ときめき文庫④(竹富町)	316
11	竹富町立船浮小中学校	107
12	ときめき文庫⑤(竹富町)	84
13	竹富町立小浜小中学校②	300
14	竹富町立竹富小中学校②	260
		2,918

○与那国町 3件 450冊

1	与那国町立久部良小学校	100
2	与那国町立久部良小学校②	100
3	比川自治公民館(与那国町)	250
		450